

⑧農用地管理の省力化に向けた取り組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	射水市 <small>しんでんちくかんきょうほぜんかい</small> 新田地区環境保全会 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 21.6ha (うち 21.6ha で多面的機能支払を実施)			
田 (21.6ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、麦	—	—	—
交付金額 347万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	8% 32% 2% 58%
協定参加者	農業者 2人、(農) 新田営農		開始：令和2年度
人・農地プランの作成状況	櫛田地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

新田集落は射水市の南西部丘陵地帯に位置し、主に水稻を栽培している。平成19年度より「新田地区環境保全会」を立ち上げ農地・水保全管理支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し、農村環境保全活動を実施してきたが、令和元年度に櫛田地区が指定棚田地域の指定を受けたことにより、第5期対策 (令和2年度) より本制度に取り組めることとなった。

3. 取組の内容

本集落では、水路、農道の維持管理を始め、農地法面の定期的な点検や輪作の徹底を共同で行っている。また、令和2年度から生産性向上加算を活用し、維持管理の困難な急勾配の法面への防草シートの設置や自走式草刈機を導入することで、維持管理に要する負担の軽減に取り組んでいる。



防草シートの設置



自走式草刈機による草刈り

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
- 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保

将来像を実現するための活動目標

- 小区画・不整形な田が多く、水路の老朽化も進んでいることから、土地改良事業の採択を目指す。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田21.6ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・水路15.3km、年3回清掃、草刈り
- ・道路8.9km、年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検

(年1回及び随時)

共同取組活動

簡易な基盤整備

(適宜)

共同取組活動

多面的機能増進活動

輪作の徹底

・麦(R3:約6.4ha、R4:約3.3ha)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

生産性向上加算

(令和2年度～)
(共同で使用する草刈機の整備、防草シートの施工)

共同取組活動

集落外との連携

- ほ場整備に関して、高岡農林振興センターと協議

4. 今後の課題等

今後も高齢化が進み、集落共同活動の維持が年々困難になることが想定されるため、生産性向上加算を活用した草刈機の導入や防草シートの施工等、更なる維持管理活動・農作業の省力化が課題となる。

これまでの主な成果

- 防草シート 3,275㎡
- 共同使用草刈機 1台導入

⑨ 農業の省力化と鳥獣害対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	小矢部市 <small>うすたに</small> 臼谷 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 15.4ha (うち 15.0ha で多面的機能支払を実施)			
田 (15.4ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、大麦	—	—	—
交付金額 254万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路等維持管理費 農地維持・管理活動費 (機械購入費含む)	18% 82%
協定参加者	農業者 10名 臼谷生産組合、臼谷営農組合		開始：平成元年度
人・農地プランの作成状況	北蟹谷地域全域で作成済み (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた臼谷営農組合を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

本集落は、小矢部市の南西部に位置しており、水稻、大麦を中心とした営農が行われている。平成26年度より多面的機能支払制度に取り組み、農地・水路の点検や草刈作業等の活動を行ってきた。

しかし、今後は高齢化により担い手不足が進み、営農活動のみならず集落機能等の維持が困難となることが懸念されたことから、平成30年に集落内の土地区画整理事業(換地)が終了したことを機に、本制度に取り組むこととした。

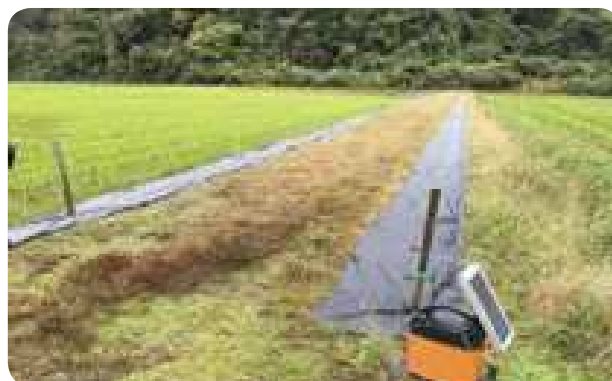
3. 取組の内容

水路・農道等の維持管理を始め、鳥獣被害防止のために電気柵の設置・管理、周辺林地の下草刈りを共同で行っている。

また、防除作業の省力化を図るため、生産性向上加算を活用して令和3年度からドローンを使用した農薬散布を実施している。若い世代がオペレーターとして活動することで、継続性のある地域農業を目指して取り組んでいる。



ドローン農薬散布



電気柵設置

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動可能な集落内実施体制の構築

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- ドローン等の機械化を進め、人員削減を図る

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田15.4ha)

個別対応(水管理等)

水路・農道の管理

- ・水路、清掃、草刈り
- ・道路、簡易補修、草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)

共同取組活動

鳥獣害防止対策
侵入防止柵等の設置

共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、
農道等の補修・改良

共同取組活動

生産性向上加算

(令和3年度～)
(ドローン農薬散布)

共同取組活動

集落外との連携

- 北蟹谷地域活性化協議会と連携して集落及び北蟹谷地域の活性化を図っている。

4. 今後の課題等

集落内の高齢化に伴い、担い手不足が課題になっている。若い世代に引き継げるよう努力すると共に、さらに機械化を進め最小限の人出で生産できるよう効率化を図ることが必要である。

これまでの主な成果

- ドローンによる農薬散布(10ha)
- 電気柵設置 (4,000m)

⑩超急傾斜農用地における集落ぐるみの環境保全活動

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	砺波市 <small>そのこ</small> 孫子 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 6.1ha			
田 (6.1ha)	畑	草地	採草放牧地
水稻	—	—	—
交付金額 139万円	個人配分		88%
	共同取組 活動 12%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	3%
		農地の維持・管理	6%
		役員報酬、研修会費等 その他	2% 1%
協定参加者	農業者 8人		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	田家地域全域で作成済		
	（人・農地プランとの整合状況）人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合（認定農業者）を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

孫子集落は、砺波市南東部の梅檀山地区内に位置している。当集落では、過疎化や農業者の高齢化等により、農地の維持管理が困難となってきたため、平成12年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、農地・農道・水路等の保全に取り組んできた。

近年はイノシシ等の野生鳥獣による農作物の被害が増加しているため、イノシシ侵入防止電気柵の設置にも注力している。

3. 取組の内容

定期的に農地・水路・道路等の管理を行うほか、機械（ヘリコプター）による防除を実施するなど、農作業の省力化を図り営農の継続に取り組んでいる。また、協定農用地（全水田）に電気柵を設置し、イノシシ等の鳥獣害防止対策を行っている。加えて、冬期湛水を実施し、生態系保全にも寄与している。

また令和2年度から超急傾斜農地保全管理加算を活用し、生産された米を棚田米としてブランド化しており、農産物直売所等で販売している。その際には他の集落協定と共通パッケージを作成してPRを行っている。



冬期の湛水化



棚田米販売状況

協議会の将来像

- 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保する
- 耕作放棄されそうな農用地について、集落内外の担い手農家等が分割して農作業を行うなどし、耕作放棄を未然に防ぐ

将来像を実現するための活動目標

- 農業生産条件の強化に取り組む（作業委託等も視野に入れつつ）
- 集落内の担い手による農地法面の定期的な点検
- 協定農用地への鳥獣害防止対策を継続実施し、耕作を行える環境を維持する

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 6.1ha)

個別対応、共同取組活動

水路・農道の管理

- ・ 水路2.5km、年3回清掃、草刈り
- ・ 道路1.5km、年2回草刈り
- ・ ため池1箇所、年1回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

地場農産物の生産
(約0.06ha、年1回)

個別対応、共同取組活動

冬期の湛水化による鳥類の
餌場の確保
(水田の約3.7ha)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

担い手への農作業の委託
共同で支えあう集団的かつ
持続可能な体制の整備
(農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落ぐるみの共同取組活動により、農業生産活動等の維持を図る)

共同取組活動

超急傾斜農地保全管理加算
(令和2年度～)

共同取組活動

集落外との連携

- 農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、認定農業者、中核となる農業者、その他の集落の担い手が引き受け、農業生産活動等の維持を図る。
- 農産物の販売促進を図る。

4. 今後の課題等

農業者の高齢化に伴い離農者が増加している中で、後継者育成の取り組みが求められているほか、施設の維持管理や鳥獣被害等が課題となっている。

今後の集落について話し合いを重ね、明確な指針を持った集落戦略を作成したうえで、持続可能な集落づくりをしていく必要がある。

これまでの主な成果

- 鳥獣被害防止のための電気柵の設置
- 冬期の湛水化による鳥類の餌場の確保(生態系保全、生産物のPR)
- 地場産農産物(主に米)の加工・販売量の拡大(農産物直売所等での販売 R3:370kg)

⑪ 交流による中山間地域の活性化を目指して

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 <small>ひ お</small> 日尾 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 11.9ha			
田 (11.9ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 250 万円	個人配分		55%
	共同取組 活動 45%	役員手当 農地水路管理費等 農地管理費	3% 13% 29%
協定参加者	農業者 15 人		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	大山地域全域で作成済		

2. 取組に至る経緯

当集落は、福沢地区の山間地に位置している。平成12年から水路・農道の適正管理や農作業の共同化、耕作放棄の抑制を目的に集落協定を締結して取り組んできた。平成17年度からは、集落の高齢化、過疎化の進行する現状を変えようと、都市住民との交流を考え、農作業体験を希望する市街地の町内会と連携し、交流による中山間地域の保全と地域の活性化に取り組んでいる。

3. 取組の内容

市街地の町内会である富山市上野寿町内会と連携し、集落協定の参加者と市街地住民が、農作業や地域行事を通じた交流の取り組みを、春から秋にかけて行っている。

上野寿町の里山クラブから20人以上が参加し、田植えや稲刈りといった昔ながらの農作業を体験するなど、市街地の子どもたちがもっと中山間地域に興味を持ってもらえるよう、活動の場を提供しており、それが中山間地の農業の将来にいくらかでも繋がればよいものと捉えている。このような交流を通じた、農業生産活動の維持や集落の賑わい創出により、都市部へ里山の魅力を発信するとともに、地域の活性化と将来の農業の担い手育成を目指して頑張っている。



子供達を交えての農作業交流：稲刈り、野菜の収穫

集落の将来像

- 集落住民と集落外住民が支え合い、里山の保全と農産物の生産・体験農業など多様な活動を展開し地域及び中山間地農業の維持・活性化を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 集落外の市街地住民との連携による交流事業や農地の適正管理等を行い、集落や地域をより一層活性化させる。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 11.9ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路(申合せによる草刈・清掃)
・農道(申合わせによる草刈)
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

市民農園の開設・運営
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の
補修
(農道 L = 10 m)
(水路 L = 10 m)
共同取組活動

集落外との連携

- 市街地住民との交流や農作業による連携を行う。

4. 今後の課題等

市街地住民を受入れ、地域・集落の活性を図ってきたが、今後は、中山間地域の集落や里山の状況などを広く周知を図っていき、より一層の活性化に結びつけていきたい。

これまでの主な成果

- 市街地住民との交流や農作業の共同化、農業高校生との交流。
- 協定参加者が連携し水路、農道の適正な管理の実施。

⑫ 集落全体で取り組む鳥獣害対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	魚津市 ^{ますかた} 舩方 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 15.5ha (うち 15.5ha で多面的機能支払を実施)			
田 (15.5ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 326 万円	個人配分		51%
	共同取組 活動 49%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	36% 36% 21% 7%
協定参加者	農業者 19 人、非農業者 1 人		開始：平成 14 年度
人・農地プランの作成状況	上中島地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

舩方地区は、市街地から南へ約 7.0km の山間地に位置し、集落の大半を田が占め、東側を山に囲まれた地形である。

農業従事者の高齢化や鳥獣被害による営農意欲の低下が懸念されたことから、平成 14 年度に協定を締結し、中山間地域等直接支払制度等を活用しながら農地保全に努めてきた。以前からあった野生鳥獣による被害は、近年、イノシシによる水稻への被害が危ぶまれており、電気柵の適正な設置及び管理に加え、集落全体での鳥獣被害防止に取り組んでいます。

3. 取組の内容

水稻被害防止のため、約 30ha の水田を電気柵で囲み、安心して耕作が行える環境を整備しながら持続的な農業生産体制を構築している。集落内の農業者有志がわな免許を取得しており、イノシシ等の捕獲を積極的に実施している。

令和 3 年度には新たにわな及び第 2 種猟銃免許を取得し、集落地域全体で農作物・人的被害の防止に努めている。

今後は恒久金網柵の設置を検討すると共に、集落内における鳥獣被害対策実施隊員の新たな担い手を発掘しながら、地域ぐるみで持続的な農業生産体制を構築する。



電気柵の設置



有害鳥獣の捕獲活動

集落の将来像

- 交付金を活用しながら畦畔、法面、水路等の管理を集落ぐるみで行っていく体制を強化するとともに、大規模なほ場整備も視野に入れながら、協定農用地の維持を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続的農業生産体制の構築
- 有害鳥獣被害対策の継続的な取り組み

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 15.5ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路5km 年2回清掃、草刈り
・道路2km 年2回清掃
共同取組活動

鳥獣被害防止対策
・イノシシ等の捕獲
・電気柵の適正な維持管理
共同取組活動

多面的機能増進活動

農地と一体となった
周辺林地の下草刈り
(0.3ha)
共同取組活動

農地及び周辺の農道草刈り
個別対応

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
共同取組活動

農業の継続が困難な農用地
が発生した場合は、集落ぐるみの共同取り組み活動及び集落外の担い手への農作業の委託を行い、農業生産活動等の維持を図る。
共同取組活動

集落外との連携

- 魚津市中山間地域連絡協議会を通して市全体の広域的な活動にも積極的に取り組んでいく。

4. 今後の課題等

高齢化による影響で、担い手への農地集積を検討する必要がある。今後の対策として、農地や水路の維持管理活動が過度に担い手に集中しすぎないように、適切な役割分担と集落機能の強化を図る。

これまでの主な成果

- 電気柵の設置(約 5,000m)により耕作地全体を囲み、当番制により週1回電気柵の維持管理(草刈り等)を行うことでイノシシの被害防止に努め耕作意欲の向上を図る。

⑬担い手を中心とした鳥獣被害防止活動

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	上市町 ^{たち} 館 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 17.0ha (うち 5.0ha で多面的機能支払を実施)			
田 (17.0ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 343 万円	個人配分		30%
	共同取組 活動 70%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	55%
		農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	9% 6%
協定参加者	農業者 15 人、館機械共同利用組合		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	柿沢地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合 (認定農業者) を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

上市町の南に位置する当集落は、鳥獣害対策や耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を行いたいとの思いから、平成 13 年度から当事業の取組みを行っている。集落の農家が減少する中、個々の農作業の負担を軽減・コスト削減を図るため、平成 23 年に館機械共同利用組合を立上げ、共同活動を開始した。

3. 取組の内容

当集落の取組みについては、水路の泥上げ、水路・農道・周辺林地の草刈りに加え、鳥獣害対策では山際からのイノシシの侵入を防ぐため近隣集落と連携し、恒久柵を設置し、維持管理を行っている。また、鳥獣の住処となりうる協定農用地以外の耕作放棄田の草刈りを実施しているほか、土地改良事業が完了してから35年が経過し、至る所で損傷している用水路の補修を行っている。



用水江ざらい



イノシシ侵入防止柵の設置

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制を構築する。

将来像を実現するための活動目標

- 農業の継続が困難となった農地が生じた場合に備えてサポート体制を維持する。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 17.0ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 4.1km、年1回清掃、草刈り
・道路 4.4km、年1回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び随時)
共同取組活動

鳥獣害防止対策
電気柵・恒久柵の管理
L = 4.3km 年3回草刈り
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(0.2ha、年2回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集落戦略の作成
共同取組活動

集落外との連携

- イノシシ侵入防止対策として、隣接する集落と連携し恒久柵を設置。

4. 今後の課題等

当該事業活動の中心的な役割を担っている担い手の高齢化もあり、ICT 技術等を活用したスマート農業の導入により農作業の負担を軽減するとともに、新規担い手の育成・確保が必要である。

これまでの主な成果

- 担い手による農地利用集積面積 H27 : 2.6ha → R2 : 10.2ha
- 農業用格納庫の整備 (1棟)
- 電気柵 (L=1.5km)、恒久柵 (L=2.8km)

⑭ 集落で取り組む鳥獣被害防止対策

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	朝日町 <small>こぶけ</small> 小更 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 19.3ha			
田 (19.3ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 250万円	個人配分		45%
	共同取組 活動 55%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む）	48%
		農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等	5% 2%
協定参加者	農業者 12人、非農業者 11人、農業法人 3		開始：平成 12年度
人・農地プランの作成状況	小更地域全域で作成済		
	（人・農地プランとの整合状況）人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた農業法人等を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

朝日町東側の山沿いに位置している小更集落は、山裾は勾配がきつく、耕地面積が大きく取れないため、大型農業機械の導入には向かず、農作業の時間短縮が難しい地域である。加えて鳥獣被害が懸念されること、農業者の高齢化を見越し、平成12年度（第1期対策）から中山間地域等直接支払制度に取り組んできた。

3. 取組の内容

有害鳥獣対策の電気柵について、設置・撤去や管理作業などの労力を軽減する目的から、耐雪型侵入防止柵を導入している。導入後は、点検班を編成し、当番制により点検・管理作業を行っている。また、電気柵周辺の雑草の繁茂が予想される場所への除草剤の散布、農用地近隣山林の草刈等整備、有害鳥獣（特に猿）の被害防止のため渋柿（刀根早生）の栽培も行って生産活動を継続している。



電気柵周辺の環境整備



山林の草刈等整備

集落の将来像

- 地域住民の高齢化に対応した農作業の担い手育成と委託を推進する。

将来像を実現するための活動目標

- 農業の担い手育成を行い、住民参加による農業用地の維持管理を図る。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 19.3ha)
個別対応

水路・農道の管理
・ 主要水路4km年1回、
清掃・草刈り
・ 主要道路2km年1回、
清掃・草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年1回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農道・水路の補修や改修
共同取組活動

担い手への農作業の委託
共同取組活動

集落外との連携

- 南保柿出荷組合を通じた、他集落との共同農業生産の取組
- 近接集落との水路・道路の連携管理

4. 今後の課題等

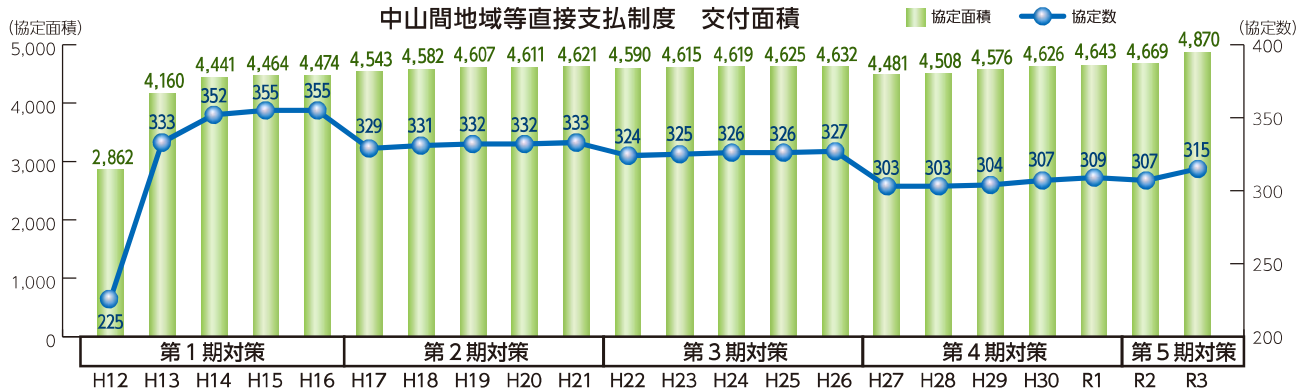
集落住民の高齢化による、耐雪型侵入防止柵の点検や、補修等の維持管理を行う人員及び農業従事者の後継者の確保及び水路・道路整備からの経年による劣化に対する補修の継続。

これまでの主な成果

- 耐雪型侵入防止柵の設置 (H30年度まで) : L=800m
- 農地・水路・農道の維持管理

富山県中山間地域等直接支払制度の実施状況

本県の中山間地域等直接支払制度の変遷



各対策期間における制度見直し状況と時期対策への課題

第1期 (H12~H16)	第2期 (H17~H21)	第3期 (H22~H26)	第4期 (H27~R1)	第5期 (R2~R6)
<p>■次期対策への課題 今後とも継続実施すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○状況に変化はなく、基本的に制度を維持。他施策との連携が必要 ○農業生産活動を維持していく上で、他の施策と連携し、生産性向上や担い手の定着に向けた取組の推進が重要。 	<p>体制整備単価を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業生産活動を継続する前向きな取組を行う場合には、体制整備単価（10割）とし、それ以外は基礎単価（8割）とする仕組みを導入。 ○農地集積、法人化等に加算 ○担い手に農地を集積する場合、耕作放棄地を復旧する場合、法人を設立する場合の加算を新設。 ○集落マスタープランの作成を義務付け ○10~15年後の集落の将来像の明確化と、その実現に向けた5年間の活動内容を協定に位置付け。 <p>■次期対策への課題 高齢化で協定維持が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村地域は他地域に比べ高齢化が20年早く進行していることから、高齢農家の多くが協定から離脱することを懸念。 	<p>体制整備の新たな要件を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活動等が困難となった高齢農家等を、集落で助け合う仕組みを協定に位置付けた場合、体制整備単価（10割）を交付するC要件を新設。 ○団地要件を緩和 ○「1ha以上の一団の農用地要件」を緩和（小規模な団地や飛び地を含め1ha以上あれば可）。 ○小規模・高齢化集落支援加算を新設 ○小規模・高齢化集落の農用地の保全を他の集落がサポートする場合の加算を新設。 ○離島平坦地等への取組拡大 (H23~) ○生産条件が不利な離島の平地等も支援対象とする知事特認制度を充実。東日本大震災被災地での特別措置を創設 (H24~) ○津波災害地域を対象とした特別を創設。 ○集落連携促進加算を創設 (H25~) ○未実施集落等と連携し、地域を担う人材を呼び込む活動等を行う協定を支援する加算を新設。 <p>■次期対策への課題 人口減少・高齢化の更なる進行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○担い手への農地利用集積や、人材の呼び込みを図りつつ行う集落間の連携・協定の広域化等が必要。 	<p>体制整備要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○体制整備要件を見直し、農地集積や女性・若者等の参画を促す措置を導入。 ○集落連携加算の拡充 ○複数集落が広域の協定を締結し、農業生産活動等の体制づくりを行う場合の加算を拡充。 ○超急傾斜加算の新設 ○超急傾斜農地の保全等を支援する加算措置を新設。 ※H29より基礎単価で交付可能とする要件緩和。 ○受給上限の見直し ○担い手育成や地方創生等に資するよう、個人配分の受給上限を見直し。 ※H27年度100万円→250万円、R1年度250万円→500万円 ○交付金返還措置の見直し ○交付金返還の免責事由を見直し。 ○集落戦略を定め広域で活動する集落の交付金返還措置を軽減。 ○地域営農体制緊急支援試行加算の新設 (R1) ○次期対策への課題を踏まえた試行的な加算を措置。 ○＜人材活用整備型＞ ○＜集落機能強化型＞ ○地域運営組織の設立等集落機能強化の取組を支援 ○＜スマート農業推進型＞ ○省力化技術を導入した営農活動等を支援 <p>【次期対策への課題】 人材不足、集落機能の低下、農作業の省力化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢化・人口減少を背景に、人員・人材不足、集落機能の低下、農作業の省力化、農業収入の減少等本制度の実施に当たったの負担や不安が増大。これらに対応した取組が必要。 	<p>体制整備要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策期間を超えて農業生産活動を継続を促すため、体制整備単価の要件を「集落戦略の作成」に一本化。 ○前向きな取組への支援の強化 ○課題に対応し、より前向きな取組への支援として、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設、「集落協定広域化加算」を拡充。 ○棚田地域への対応 ○R1年施行の棚田地域振興法に対応し、対象地域に「指定棚田地域」を追加、認定計画に基づく活動を支援する「棚田地域振興活動加算」を新設。 ○R4年度から棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち、超急傾斜地について単価を増額。 ○交付金返還措置の見直し ○遊及返還の対象農用地を、協定農用地全体から該当農用地のみに変更。 ○事務負担の軽減 ○現地確認の省力化、協定書様式の見直し。

本制度の実施状況（令和4年8月公表） 県内市町村別実施状況（令和3年度）

1. 協定数

市町村	計	集 落 協 定	
		基礎単価	体制整備単価
富山市	75	75	62
高岡市	11	11	10
魚津市	24	24	22
氷見市	40	40	40
滑川市	15	15	15
黒部市	23	23	23
砺波市	18	18	17
小矢部市	27	27	22
南砺市	50	50	40
射水市	8	8	8
上市町	8	8	8
立山町	10	10	10
朝日町	6	6	6
富山県計	315	315	283

2. 交付面積

(単位：ha)

市町村	計	集 落 協 定	
		基礎単価	体制整備単価
富山市	1,145	1,145	1,005
高岡市	139	139	132
魚津市	353	353	346
氷見市	527	527	527
滑川市	438	438	438
黒部市	426	426	426
砺波市	116	116	107
小矢部市	223	223	202
南砺市	1,024	1,024	888
射水市	93	93	93
上市町	110	110	110
立山町	159	159	159
朝日町	117	117	117
富山県計	4,870	4,870	4,550

3. 交付面積率

(単位：ha)

市町村	対象農用地面積	協定面積	交付面積	交付面積率
富山市	1,492	1,145	1,145	76.8%
高岡市	143	139	139	97.3%
魚津市	393	353	353	89.9%
氷見市	685	527	527	76.9%
滑川市	440	438	438	99.4%
黒部市	493	426	426	86.3%
砺波市	180	116	116	64.7%
小矢部市	234	223	223	95.2%
南砺市	1,117	1,024	1,024	91.7%
射水市	94	93	93	98.7%
上市町	169	110	110	65.1%
立山町	199	159	159	79.9%
朝日町	122	117	117	95.4%
富山県計	5,761	4,870	4,870	84.5%

4. 交付金額

(単位：百万円)

市町村	計	基礎単価	体制整備単価
富山市	194	20	174
高岡市	27	1	26
魚津市	54	1	53
氷見市	87	0	87
滑川市	87	0	87
黒部市	67	0	67
砺波市	23	2	21
小矢部市	42	3	39
南砺市	156	18	138
射水市	13	0	13
上市町	16	0	16
立山町	26	0	26
朝日町	13	0	13
富山県計	805	45	760

5. 加算措置取組面積

(単位：件数、ha)

市町村	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保安全管理加算		集落協定広域化加算		集落機能強化加算		生産性向上加算	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
富山市	2	37	2	14	1	54	2	28	5	186
高岡市	4	49	0	0	0	0	0	0	0	0
魚津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷見市	5	85	9	28	2	84	5	86	16	237
滑川市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	61
黒部市	2	21	0	0	0	0	0	0	0	0
砺波市	0	0	3	11	0	0	1	11	3	22
小矢部市	0	0	0	0	0	0	1	20	3	61
南砺市	0	0	2	12	0	0	2	27	4	96
射水市	1	4	0	0	0	0	0	0	6	79
上市町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
立山町	6	44	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県計	20	240	16	65	3	138	11	172	38	742

棚田地域振興活動加算の状況

○令和2年度～棚田地域振興活動加算の活用状況

・協定数 20（富山市2、高岡市4、氷見市5、黒部市2、射水市1、立山町6）

○棚田地域振興活動加算と認定棚田地域振興活動計画の目標の整合を第三者機関による確認・意見聴取を行う必要がある。（中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第8の2による）

→富山県農山村振興対策委員会

○令和2年度の確認状況(令和3年2月17日開催)

市町村	集落協定名
富山市	小羽地区広域
高岡市	沢川
	山川
氷見市	細越
	論田
	長坂
	胡桃
	熊無
黒部市	枕野
	浦山12区

市町村	集落協定名
射水市	野手地区環境保全会
立山町	四谷尾
	芦見
	谷口
	六郎谷
	虫谷
	谷口

○令和3年度の確認状況(令和4年5月20日開催)

市町村	集落協定名
富山市	鎌倉
高岡市	沢川※
	山川※
	下山田
	東保新

※内容の変更

さらなる集落の 活性化に向けて

ポイント 1

集落の皆さんで、集落の今後を どうすべきなのか話し合ってみましょう！

制度開始から20年が経過し、高齢化の進行や農業情勢、集落の状況が変化しています。農業の担い手や集落の更なる活性化のためにどうすべきかなど、集落の今後を話し合ってみましょう。

また、集落の荒廃農地については、集落や地域など皆さんの力で農用地として復元し、協定農用地として守りましょう。（別途、荒廃農地の復元に対する支援もあります。）

ポイント 2

地域農業の維持・活性化のため、 引き続き地域一体となって活動に取り組みましょう！

過疎化や高齢化などにより、集落単独での活動が難しい場合は、協定参加者の方だけではなく、地域に住む人たちや近隣集落と連携した取り組みについて話し合ってみましょう。地域農業の維持・活性化のため、今後も地域が一体となり、農地の保全や農道、農業用水などの管理を共同で行える体制づくりに取り組みましょう。

ポイント 3

交付金は制度の趣旨に沿った使い方をしましょう！

交付金は、協定農用地の保全や集落の活性化のために使用しましょう。明らかに制度の趣旨とは関係ないことには使用しないでください。

この制度に関するお問い合わせ先

市役所・町役場の農業担当課または、各農林振興センター企画振興課、
富山県農村振興課へお問い合わせください。

新川農林振興センター 企画振興課

〒 937-0863 魚津市新宿 10-7
TEL 0765-22-9136 FAX 0765-22-9154

富山農林振興センター 企画振興課

〒 930-0096 富山市舟橋北町 1-11
TEL 076-444-4475 FAX 076-444-4518

高岡農林振興センター 企画振興課

〒 933-0806 高岡市赤祖父 211
TEL 0766-26-8448 FAX 0766-26-8466

砺波農林振興センター 企画振興課

〒 939-1386 砺波市幸町 1-7
TEL 0763-32-8130 FAX 0763-32-8144

富山県農林水産部農村振興課

〒 930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階
TEL 076-444-9011 FAX 076-444-4427

表紙の写真は、第12回「とやまの農山村写真展」受賞作品です。

中央：優秀賞「小さなお手伝い」（南砺市相倉）

左上：優秀賞「お母さん頑張って！」（南砺市相倉）

右上：特別賞「水の宝石箱」（魚津市東山）



元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例